

電気通信大学 UEC J-PEAKS 研究力向上計画推進本部規程

制定 令和7年2月21日規程第35号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学共創進化スマート社会実現推進機構規程（以下「機構規程」という。）第12条の2の規定に基づき、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（以下「J-PEAKS」という。）の円滑な促進のために設置する「UEC J-PEAKS 研究力向上計画推進本部」（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 本部は、J-PEAKSの円滑な推進に必要な次の各号に掲げる業務を統括する。

- (1) J-PEAKSにおける研究力向上計画の推進に関する事項
- (2) J-PEAKSにおける成果目標の達成に向けた諸施策の遂行に関する事項
- (3) J-PEAKSに係る施設・設備等の整備・運用に関する事項
- (4) その他J-PEAKSの推進に係る重要事項

(職員)

第3条 本部は、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員

(本部長)

第4条 本部長は、機構規程第3条に定める機構長が指名する理事又は職員をもって充てる。

2 本部長は、本部の業務を統括する。

(副本部長)

第5条 副本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

(本部員)

第6条 本部員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 情報理工学域長
- (2) 大学院情報理工学研究科長
- (3) 大学院情報理工学研究科及び国立大学法人電気通信大学組織規則19条に定めるセンターのうちから本部長が指名した者
- (4) 産学官連携センター長
- (5) 研究活性化推進室長

(6) 研究教育マネジメント推進室副室長

(7) その他、本部長が必要と認めた者

(任期)

第7条 本部長、副本部長及び本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(本部会議)

第8条 本部に、本部の任務遂行上必要な事項を審議するため、UEC J-PEAKS 研究力向上計画推進本部会議（以下「本部会議」）を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

3 本部会議に議長を置き、本部長をもって充てる。

4 本部会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

5 本部会議の運営等に関し必要な事項は、本部会議が別に定める。

(専門部会)

第9条 本部に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 本部に関する事務は、学術国際部研究推進課が処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日以降最初に任命される本部長、副本部長及び本部員の任期は、第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。